

令和8年度 耐震化促進事業のご案内

「木造住宅除却工事補助事業」



旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の除却工事を実施される方に、工事に要する費用の一部を補助します。

補助の主な条件

次の①～⑥のすべてに該当する木造住宅の除却工事を行う住宅の所有者が対象となります。

- ① 多治見市内に存するものであること。
- ② 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された木造住宅であること。（旧基準木造住宅）
- ③ 市の行う木造住宅耐震診断を受け、その結果、評点が1.0未満とされたものであること。
- ④ 個人が所有するものであること（共有者のうち一人でも個人である場合を含む）。
- ⑤ 現に居住の用に供するもの（借家の場合は、当該住宅を除却することについて入居者の同意が得られたものに限り。）であること。
- ⑥ 過去に耐震改修工事に係る市の補助金の交付を受けていないものであること。

補助金の額

補助金の額は、①又は②のいずれか少ない額とします。

- ① 補助対象経費の23%に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額）
- ② 30万円

※補助対象経費は木造住宅の除却工事に要する費用（廃材の運搬費及び処分費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）とします。

※補助金の算定については、下記担当に確認して下さい。

- 申込期限：令和8年11月30日(月)まで（令和9年1月29日(金)までに事業が完了するものに限る）
ただし、予算が無くなり次第、受付は終了させていただきます。

上記以外にも詳細な条件等がございますので、詳しくは下記の間合せ先までお問い合わせください。

申込み先・問合せ先

多治見市役所(本庁舎)3階 都市計画部 開発指導課 窓口

電話：(0572) 22-1336 (ダイヤルイン) 建築指導グループ 磯部、山田

ホームページ：<http://www.city.tajimi.lg.jp/> ページ番号：1010196

